

民事執行法第156条第3項の供託命令に基づく供託(滞納処分による差押えと強制執行による差押えが競合した場合(強制執行による差押えが先行する場合))

第四号様式(第13条第1項関係) その他の金銭供託の供託書

供託書・OCR用

(雑)

<input type="checkbox"/> 字加入	<input type="checkbox"/> 字削除	係員印	受付	調査	記録	頁 1/2	第4号様式 印供第34号
------------------------------	------------------------------	-----	----	----	----	----------	-----------------

申請年月日 令和5年4月25日	供託カード番号 () カードご利用の方は記入してください。	法令条項	備考欄記載のとおり
供託所の表示 〇〇法務局			

供託者の住所氏名

住所 (〇〇〇 - 〇〇〇〇)
甲県乙市丙町一丁目1番1号

氏名・法人名等

甲	山	太	郎						

代表者等又は代理人住所氏名

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託の原因たる事実

供託者は、甲県丙市丁町二丁目2番2号乙野次郎に対し、令和4年10月25日付け金銭消費貸借契約に基づく金100万円の貸金債務(弁済期：令和5年4月25日、支払場所：乙野次郎住所)を負っていたが、これについて別紙記載のとおり、強制執行による差押えと滞納処分による差押えが相次いで送達され、かつ、令和5年4月23日、強制執行による差押えに係る貸金債権の全額に相当する金銭を供託すべきことを命じる民事執行法第161条の2第1項による供託命令が送達されたので、貸金債権の全額に相当する金100万円を供託する。

被供託者の住所氏名

住所 (-)

氏名・法人名等

別添のとおり
ふたりめからは別紙継続用紙に記載してください。

供託通知書の発送を請求する。

供託により消滅すべき質権又は抵当権

反対給付の内容

供託金額

年 月 日

供託カード発行

備考

法令条項
民事執行法第156条第3項、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第36条の6第1項

(注) 1. 供託金額の冒頭に¥記号を記入してください。なお、供託金額の訂正はできません。
2. 本供託書は折り曲げないでください。

↓ 濁点、半濁点は1マスを使用してください。

供託者ナ名

コ	ウ	ヤ	マ	タ	ロ	ウ														

供託書・OCR用

頁
2/2

（第11号様式
印供第41号）

（継続用紙）

（別紙）

- 1 強制執行による差押えの表示
〇〇地方裁判所令和5年（ル）第273号、債権者代替住所A代替氏名A、債務者乙野次郎、第三債務者供託者とする債権差押命令、執行債権額金80万円、差押債権額金80万円、令和5年4月23日送達。
- 2 滞納処分による差押えの表示
甲県丙市乙町一丁目1番1号〇〇税務署長が乙野次郎の滞納処分にかかる国税（令和4年度所得税額金40万円、延滞税額金5万円、合計額金45万円）についてした滞納処分による差押え、第三債務者供託者、差押債権額金45万円、令和5年4月25日差押通知書送達。

（注）本供託書は折り曲げないでください。